

特 定 物 納 制 度

平成 18 年 4 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税を対象として、延納の許可を受けた相続税額について、その後の資力の変化等により、延納条件の変更を行ったとしても延納を継続することが困難となった場合には、その納付を困難とする金額を限度として、その相続税の申告期限から 10 年以内の申請により、延納から物納に変更すること（これを「特定物納」といいます。）ができます。（相続税法第 48 条の 2）

- 要件
- 延納条件の変更を行っても、延納を継続することが困難な金額の範囲内であること
 - 物納申請財産が定められた種類の財産で申請順位によっていること
 - 申請書及び物納手続関係書類を申告期限（法定納期限）から 10 年以内に提出すること
 - 物納申請財産が物納適格財産であること

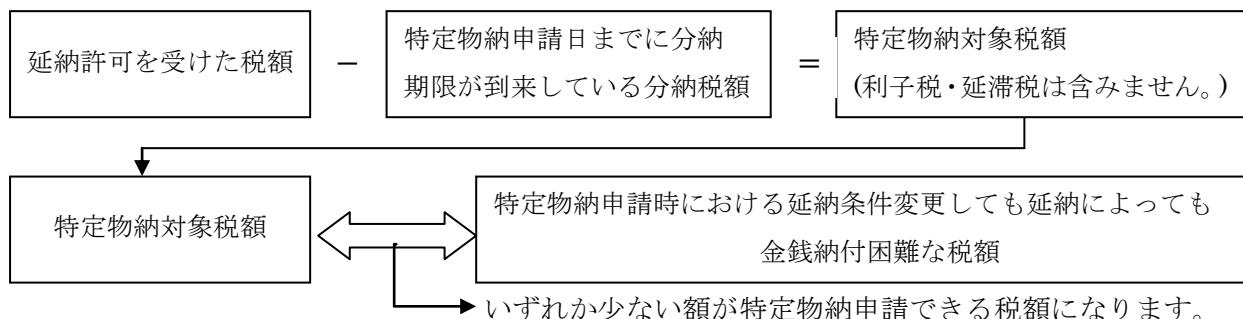
1 特定物納申請税額の算定

特定物納は、相続税の申告期限から 10 年以内の申請により、延納によって納付を継続することが困難な金額の範囲内で認められるものですから、この納付が困難な金額の範囲内となるよう**物納申請税額を算定**する必要があります。

特定物納申請税額の算定に当たって、特定物納申請書の別紙『金銭納付を困難とする理由書』を作成してください。

《特定物納申請税額の算定》

特定物納の申請ができる税額は次のとおりです（利子税・延滞税については、物納申請をすることができませんのでご注意ください。）。



2 特定物納申請財産の選定

特定物納申請財産は、一般の物納申請の場合（相続税の物納の手引～手続・様式編～ 7 ページ）に準じて選定してください。

なお、課税価格の計算の特例を受けている財産（租税特別措置法第 69 条の 4、第 69 条の 5）は物納財産とすることはできませんので、ご注意ください。

3 特定物納申請財産の収納価額

特定物納申請財産の収納価額は、特定物納申請書を提出した時の価額になります。

この申請の時の価額は、特定物納申請財産について、特定物納申請書が提出された時の財産の状況により、財産評価基本通達を適用して求めた価額をいいます。

なお、一般的な物納と同様に、収納の時までに物納財産の状況が特定物納申請時と比べて著しい変化があった場合には、収納時の現況により評価した価額になります。

| 物納制度と特定物納制度の比較 | | |
|------------------------|---|--|
| 項目 | 物 納 制 度 | 特 定 物 納 制 度 |
| 申請期限 | 物納申請に係る相続税の納期限又は納付すべき日まで | 相続税の申告期限から10年以内 |
| 申請税額の範囲 | 延納によっても納付することが困難な金額の範囲内 | 申請時に分納期限の到来していない延納税額のうち、延納条件を変更しても延納によって納付を継続することが困難な金額の範囲内 |
| 物納に充てることができない財産 | 管理処分不適格財産 | 管理処分不適格財産及び課税価格計算の特例を受けている財産 |
| 収納価額(原則) | 課税価格計算の基礎となった財産の価額 | 特定物納申請の時の価額 (特定物納申請時の財産の状況により財産評価基本通達を適用して求めた価額) |
| 物納手続関係書類の提出期限 | 申請書と一緒に提出。届出することにより提出期限の延長ができる。 | 申請書と一緒に提出。提出期限の延長することはできない。 |
| 申請書又は関係書類の訂正等の期限(補完期限) | 補完通知書を受けた日の翌日から起算して20日以内までに届出することにより、期限の延長ができる。 | 補完通知書を受けた日の翌日から起算して20日以内で、期限の延長はできない。 |
| 収納に必要な措置の期限(措置期限) | 措置通知書に記載された期限までに届出することにより、期限の延長ができる。 | 措置通知書に記載された期限までに届出することにより、期限の延長ができる。 |
| 物納却下の場合 | 却下された理由によって、延納申請又は物納再申請ができる場合がある。 | 延納中の状態に戻る。 却下された日、みなす取下げの日及び自ら取下げをした日までに、納期限が到来した分納額については、それぞれの日の翌日から1か月以内に利子税を含めて納付する。 |
| みなす取下げの場合 | みなす取下げされた相続税及び利子税を直ちに納付する必要がある。 | |
| 取下げの場合 | 自ら取り下げはできるが、相続税及び延滞税を直ちに納付する必要がある。 | |
| 物納の撤回 | 一定の財産について物納の許可を受けた後1年内に限りできる。 | できない。 |
| 利子税の納付 | 物納申請から納付があったものとみなされる期間(審査期間を除く)について、利子税を納付する。 | 当初の延納条件による利子税を納付する。 |